

平成 22 年 12 月 17 日
会社名 シティグループ・インク
(コード番号 8710 東証第一部)
問合せ先 郵便番号 100-6520
東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
シティグループ・ジャパン・
ホールディングス株式会社広報部
電話番号 03-6270-9848

課徴金納付命令に係る審判手続開始決定について

平成 21 年 2 月 12 日以降同年 11 月 27 日までの一連の適時開示においてお知らせしてきたとおり、シティの海外関連会社（シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク及びシティグループ・グローバル・マーケッツ・フィナンシャル・プロダクト等）は、過去に提出し又は提出すべき大量保有報告書等について問題を発見し、訂正及び新規提出を行いました。

このような大量保有報告書等に関し、シティの海外関連会社及びそれらの共同保有者として大量保有報告書等を提出したシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社は、本日、金融庁より、合計 2,300 万円の課徴金納付命令に係る審判手続開始の通知を受領いたしました。通知を受けたシティ関連会社は以下のとおりです。

- ・シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド
- ・シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク
- ・シティグループ・グローバル・マーケッツ・フィナンシャル・プロダクト・エルエルシー
- ・シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

シティ各社においては、本件を真摯に受け止め、今後、大量保有報告書等の提出体制のさらなる強化に努めてまいります。

以上